**様式第13号の２**（第13条の２関係）

**令和３年度　早期退職募集に係る募集実施要項**

令和３年７月１日

宮津与謝消防組合管理者

　　今般、次のとおり早期退職希望者の募集（京都府市町村職員の退職手当に関する条例（昭和38年京都府市町村職員退職手当組合条例第１号。以下「条例」という。）第10条の６第１項）を行う。

**１　募集の目的**

職員の年齢別構成を適正化し、組織の活性化を図る。

　　　　（条例第10条の６第１項第１号）

**２　募集の対象**

　　　　令和４年３月31日現在で、勤続年数20年以上の45歳から59歳までの職員

**３　募集人数**

　　　　若干名

**４　募集期間**

　　　　令和３年７月１　日から令和３年８月31日〈午後５時15分〉まで

**５　退職すべき期日**

　　　　令和４年３月31日

**６　応募の手続又は取下げの手続**

　　　　（１）応募をしようとする職員は、「早期退職希望者の募集に係る応募申請書」（様式第13号の３）に必要事項を記入し、募集期間内に総務課長へ提出してください。

　　　　（２）応募した職員に、早期退職の認定又は不認定を通知します。

　　　　（３）応募申請書の提出後、退職すべき期日が到来するまでの間に、応募を取り下げたい場合は、「早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書」（様式第13号の４）に必要事項を記入し、総務課長へ提出してください。

**７　認定又は不認定の通知時期**

　　　　令和３年９月30日までに通知します。

**８　募集に関する問合せ連絡先**

　　　　消防本部総務課

**９　その他**

　　　　退職手当算定に際しては、所定の割増措置があります。

**（注意事項）**

１　次の（１）から（４）までのいずれかに該当する職員は応募することができない。

（１）条例第３条第２項の規定により職員とみなされる者

（２）臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者

（３）この募集に係る退職すべき期日の末日が到来するまでに定年に達する者

（４）地方公務員法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者

２　応募者が次の（１）から（４）までのいずれかに該当する場合には、不認定となる。

（１）応募が募集実施要項又は条例第10条の６第９項の規定に適合しない場合

（２）応募者が応募をした後、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合

（３）応募者が条例第10条の６第11項第２号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合

（４）応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合